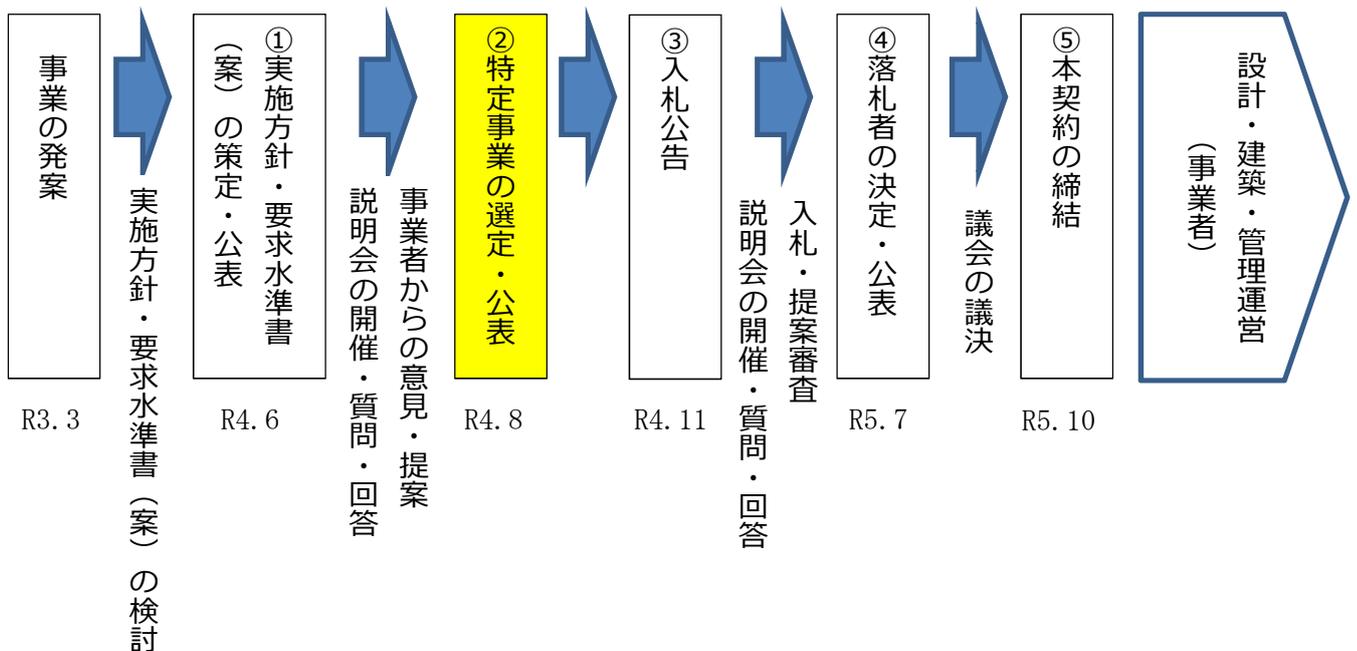


(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業に係る特定事業の選定について

1 (仮称)新・琵琶湖文化館の整備について

令和3年3月に策定した「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画」に基づき整備することとし、令和4年6月に実施方針および要求水準書(案)公表し、事業者からいただいた質問や意見を踏まえ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、特定事業の選定・公表を8月中に行う予定としている。その後、入札公告を行い、落札者の決定・公表を行う予定。

(想定スケジュール)



2 特定事業の選定とは

特定事業の選定とは、PFI法第7条に定める手続であり、PFI事業での実施を決定することである。

特定事業の選定にあたっては、従来方式とPFI方式を比較することとし、定量的評価と定性的評価を行う。定量的評価については、将来の費用と見込まれる財政負担を算出し、これを現在価値に換算することにより比較する。また、定量化が困難なサービス水準等については、定性的な評価を行う。なお、結果はPFI法第11条の規定に基づき公表を行う。

3 特定事業の選定に係る検討

(1) 事業概要について

項目	内容			
事業名称	(仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業			
施設概要	所在地	滋賀県大津市浜大津五丁目 1-1		
	敷地面積等	大津港港湾業務用地（県有地） 約3,000㎡		
			面積	
			内訳	合計
	収集・保管部門	収蔵庫、点検室、借用資料一時保管庫、燻蒸室、文化財緊急保管庫 等	2,150 ㎡ 程度	延床面積 6,700 ㎡ 程度
	展示部門	導入展示室、展示室、資材室	1,000 ㎡ 程度	
	調査・研究部門	研究室、資料室、調査・修復室、スタジオ	350 ㎡程度	
	情報発信・交流部門	インフォメーション・ラーニングゾーン、講堂、研修室、ボランティアスタッフルーム	525 ㎡程度	
利用者サービス部門	エントランスホール、ショップ、キッズルーム	適宜		
管理部門	管理諸室、機械室 等	適宜		
外構その他	駐車場：管理用 10 台程度 車いす利用者用駐車場 2 台程度 ※来館者用駐車場は、事業用地西側の地下駐車場を利用する。 駐輪場：管理用 10 台程度 利用者用 30 台程度			
事業方式	選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間終了までの間、本施設の維持管理・運営を行う方式（BTO方式）とする。			
事業期間	設計・建設期間	令和 5 年 10 月から令和 9 年 3 月末日		
	開館準備期間	令和 7 年 4 月 1 日から供用開始日前日		
	供用開始年月日	令和 9 年 12 月		
	維持管理期間	供用開始日から令和 24 年 3 月末日（14 年 4 カ月）		
選定事業者が行う主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ○設計・建設段階 <ul style="list-style-type: none"> 事前調査業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、備品調達業務 ○開館準備段階 <ul style="list-style-type: none"> 開館準備期間中の維持管理業務および文化観光等業務、移転支援業務 ○維持管理段階 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> 施設等保守管理業務、修繕・更新業務、清掃業務、警備業務 等 ・文化観光等業務 <ul style="list-style-type: none"> 文化観光業務、WEB 業務、集客業務、インフォメーション・ラーニングゾーン運営業務 等 ・その他業務 <ul style="list-style-type: none"> ミュージアムショップの運営、飲食の提供、自由提案事業 			

(2) 定量的評価および定性的評価について

ア 定量的評価

県が従来手法で実施する場合とPFI方式で実施する場合の財政負担額の合計額を現在価値に換算して比較した結果、県の財政負担額は、PFI方式で実施することにより、約4.9%の軽減効果を見込むことができる。

項目	値
県が自ら実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	10,895 百万円
PFI方式により実施する場合の財政支出額（現在価値ベース）	10,360 百万円
VFM（金額）	535 百万円
VFM（割合）	4.9%

(※) 削減率 整備費：7.0%、維持管理費：7.5%、運営費：2.5%（主に民間事業者への聞き取り）
運営業務のうち、学芸部門は県直営方式とする。
施設整備費については、基本計画の69億円について、ZEB-Ready対応分（5億円）、物価上昇対応分（4億円）を加算した上で、PFIの削減率7.0%分を削減し、72億円としている。

イ 定性的評価

本事業をPFI方式で実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

(ア) 官民の共働による事業効果の向上

収蔵・展示といった従来の博物館機能や地域の文化財サポートセンターの機能等、社会教育施設として根幹となる業務に専門性を有する県と、文化観光・集客機能の充実のための知識・ノウハウ・サービス力を有する事業者が、両者の強みを生かしながら、共働して事業を実施することで事業効果の向上が図られ、より良質な公共サービスを提供できる施設となることが期待できる。

(イ) 効率的な施設整備、維持管理・文化観光等の実施

PFI方式では、設計、建設、維持管理、文化観光等の各業務を一括して事業者任せのため、各業務を個別に発注する場合と比較して効率化が図られ、創意工夫の発揮やライフサイクルコストの最小化を視野に入れた整備が期待できる。

また、予防保全の考え方にに基づき、設計時点で事業期間中の長期修繕計画を策定することで修繕費用を確定・確保することが可能であり、劣化進行や故障を未然に防止し、施設の長寿命化をより着実に図ることができる。

(ウ) リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

発生するリスクをあらかじめ想定し、その責任分担を県および選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の効率的な遂行や安定した事業の実施が期待できる。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI方式によって実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約4.9%の県の財政負担額の軽減が見込むことができ、効率的な施設整備、維持管理、文化観光等の各業務の実施、事業効果の向上等の定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。